

弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(概要)

1 改正の趣旨

弥富市国民健康保険事業の運営に関する協議会の承認に基づき、国民健康保険税の税率等の改定を行うため、関係規定を改正するものです。

2 改正の内容

第3条 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第5条 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条の2 (国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第6条 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第7条の2 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の3 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第8条 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第9条の2 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の3 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の4 (子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る所得割額)

第9条の5 (子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の6 (子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者に係る均等割額)

第9条の7 (子ども・子育て支援納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

国民健康保険税の税率等を下表のとおり改めるものです。

＜国民健康保険税の税率等＞ (第3条～第9条の7関係)

	医療分		後期支援分		介護分		【新規創設】	子ども・子育て支援分	
	現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後		現行	税率案
所得割	8.04%	8.64%	2.76%	2.81%	2.31%	2.43%	所得割		0.29%
均等割	34,500円	36,900円	11,700円	11,900円	11,700円	12,200円	均等割		1,200円
							18歳以上均等割		100円
平等割	22,400円	23,700円	7,600円	7,700円	5,800円	6,100円	平等割		800円
特定世帯	11,200円	11,850円	3,800円	3,850円			特定世帯		400円
特定継続世帯	16,800円	17,775円	5,700円	5,775円			特定継続世帯		600円

特定世帯……国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度に移行することにより国民健康保険の加入者が1人になった世帯のことで、平等割の2分の1が、5年間軽減されます。

特定継続世帯…特定世帯として5年を経過した世帯のことで、平等割の4分の1が、3年間軽減されます。

第23条（国民健康保険税の減額）

国民健康保険税の軽減額を下表のとおり改めるものです。

< 国民健康保険税の軽減額 >（第23条第1項関係）

		医療分		後期支援分		介護分		子ども・子育て支援分
		現行	改定後	現行	改定後	現行	改定後	【新設】
7 割 軽 減	均等割	24,150 円	25,830 円	8,190 円	8,330 円	8,190 円	8,540 円	840 円 70 円
	平等割	15,680 円	16,590 円	5,320 円	5,390 円	4,060 円	4,270 円	560 円
	特定世帯	7,840 円	8,295 円	2,660 円	2,695 円			280 円
	特定継続世帯	11,760 円	12,443 円	3,990 円	4,043 円			420 円
5 割 軽 減	均等割	17,250 円	18,450 円	5,850 円	5,950 円	5,850 円	6,100 円	600 円 50 円
	平等割	11,200 円	11,850 円	3,800 円	3,850 円	2,900 円	3,050 円	400 円
	特定世帯	5,600 円	5,925 円	1,900 円	1,925 円			200 円
	特定継続世帯	8,400 円	8,888 円	2,850 円	2,888 円			300 円
2 割 軽 減	均等割	6,900 円	7,380 円	2,340 円	2,380 円	2,340 円	2,440 円	240 円 20 円
	平等割	4,480 円	4,740 円	1,520 円	1,540 円	1,160 円	1,220 円	160 円
	特定世帯	2,240 円	2,370 円	760 円	770 円			80 円
	特定継続世帯	3,360 円	3,555 円	1,140 円	1,155 円			120 円

※子ども・子育て支援分の均等割の下段は、18歳以上被保険者均等割額

＜未就学児に係る被保険者均等割額の軽減額＞（第23条第2項関係）

	医療分		後期支援分		子ども・子育て支援分
	現行	改定後	現行	改定後	【新設】
7割軽減	5,175円	5,535円	1,755円	1,785円	180円
5割軽減	8,625円	9,225円	2,925円	2,975円	300円
2割軽減	13,800円	14,760円	4,680円	4,760円	480円
軽減なし	17,250円	18,450円	5,850円	5,950円	600円

7割軽減・・・前年の軽減判定所得が、43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円 以下の世帯

5割軽減・・・前年の軽減判定所得が、43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（30万5千円×被保険者等の数） 以下の世帯

2割軽減・・・前年の軽減判定所得が、43万円＋（給与所得者等の数－1）×10万円＋（56万円×被保険者等の数） 以下の世帯

3 施行期日等

令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の国民健康保険税から適用します。

協議事項 3

令和 8 年度 国民健康保険特別会計予算のあらまし(案)

歳	款	名称	今年度当初予算	前年度当初予算	差 引	対前年度比
			千円	千円	千円	%
入	1	国民健康保険税	942,135	934,302	7,833	100.84
	2	国庫支出金	1	1	0	100.00
	4	県支出金	2,657,026	2,641,960	15,066	100.57
	5	財産収入	0	0	0	0.00
	6	繰入金	275,871	285,979	△ 10,108	96.47
	7	繰越金	1	1	0	100.00
	8	諸収入	16,765	20,056	△ 3,291	83.59
	9	市町村債	1	1	0	100.00
	歳入予算総額			3,891,800	3,882,300	9,500

歳	款	名称	今年度当初予算	前年度当初予算	差 引	対前年度比
			千円	千円	千円	%
出	1	総務費	32,420	39,591	△ 7,171	81.89
	2	保険給付費	2,609,375	2,585,775	23,600	100.91
	3	国民健康保険事業費納付金	1,206,268	1,208,941	△ 2,673	99.78
	4	財政安定化基金拠出金	1	1	0	100.00
	5	保健事業費	38,337	42,247	△ 3,910	90.74
	6	基金積立金	1	0	1	皆増
	7	公債費	1	1	0	100.00
	8	諸支出金	5,207	5,212	△ 5	99.90
	9	予備費	190	532	△ 342	35.71
歳出予算総額			3,891,800	3,882,300	9,500	100.24

令和8年度 国民健康保険特別会計歳出予算の主なあらまし

2款 保険給付費 1項 療養諸費

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 一般被保険者療養給付費	一般被保険者療養給付費支給事務	2,266,000	疾病・負傷に対して保険医療機関等で、診療・薬剤又は治療の材料の支給・処置・手術・その他の治療を受けたときの自己負担分を除いた額を支給する。
3 一般被保険療養費	一般被保険者療養費支給事務	22,000	療養の給付を行うことが困難であると保険者が認めたとき、緊急その他やむを得ない理由で保険医療機関以外で診療を受けたとき、医師の同意を得て、あんま、はり、灸、柔道整復師の施術を受けたとき又は医師が必要と認めた治療用補装具を装着したとき(コルセット等)の自己負担分を除いた額を支給する。
5 審査支払手数料	審査手数料支払事務	8,675	愛知県国民健康保険団体連合会(診療報酬審査委員会)へ委託をし、診療報酬請求内容を審査してもらうための手数料。

2款 保険給付費 2項 高額療養費

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 一般被保険者高額療養費	一般被保険者高額療養費支給事務	300,100	療養の給付についての一部負担金の額が自己負担限度額を超える場合等にその超える額の全額を支給する。一部負担金の額は、被保険者ごとに、暦月を単位とし、原則として病院、診療所、薬局ごとに算定される。

2款 保険給付費 4項 出産育児諸費

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 出産育児一時金	出産育児一時金支給事務	10,000	被保険者が分娩したとき当該世帯主に支給する。支給額50万円(1人の出産につき)

3款 国民健康保険事業費納付金 1項 医療給付分

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 一般被保険者医療給付費分	一般被保険者医療給付費分支払事務	823,597	県が保険給付費の推計をもとに、保険料収納必要総額を算出し、医療費水準及び所得水準に応じて各市町村に納付金を割当てられた額を県に支払う。

3款 国民健康保険事業費納付金 2項 後期高齢者支援金等分

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	一般被保険者後期高齢者支援金等分支払事務	261,662	県が後期高齢者支援金等(後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金)の推計をもとに、保険料収納必要総額を算出し、所得水準に応じて各市町村に割当てられた額を県に支払う。

3款 国民健康保険事業費納付金 3項 介護納付金分

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 介護納付金分	介護納付金分支払事務	95,019	県が介護納付金の推計をもとに、保険料収納必要総額を算出し、所得水準(40から64歳の被保険者)に応じて各市町村に割当てられた額を県に支払う。

3款 国民健康保険事業費納付金 4項 子ども・子育て支援納付金分【新設】

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 子ども・子育て支援納付金	子ども・子育て支援納付金分支払事務	25,990	令和8年度から新規徴収。国民健康保険の保険者納付金額を県の18歳以上被保険者数に応じて按分し、各市町村に割当てられた額を県に支払う。

5款 保健事業費 1項 特定健康診査等事業費

目	事業名	予算額(千円)	事業内容
1 特定健康診査等事業費	特定健康診査等事業	32,170	40歳から74歳までの被保険者に対して内臓脂肪症候群及びその予備軍を特定するために健診事業を委託する。平成30年度から全対象被保険者の自己負担額を無料にし受診率の向上を図る。 健診内容 問診、身体測定、理学的検査、血圧検査、尿検査、血液検査、心電図、医師の判断による追加項目として眼底検査

令和7年度 国民健康保険事業報告

- 1 受付業務 取得（加入）者数 1, 241人
喪失者数 1, 468人 等（R7年12月末現在）
- 2 賦課管理 年6回納税通知書の送付、収納管理等
- 3 資格管理 保険に関する資格管理（発行、再交付、高齢受給者証は令和7年度7月より資格確認書と一体化、令和7年7月に一斉更新で資格確認書または資格のお知らせ発行送付）
- 4 給付業務 療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金葬祭費等の給付業務（1,618,998,242円）（12月末現在）
- 5 健診事業 特定健診に関する事業（23,121,574円）（12月末現在）
- 6 広報事業 広報やとみへ国保制度等周知記事の掲載、市ホームページの国保コーナーの更新
- 7 保健事業 医療費通知年6回、医療費差額通知年2回
- 8 その他事業 糖尿病性腎症重症化予防事業
検診結果による重症化予防事業

令和 7 年度 国民健康保険特別会計現状報告表

NO	名称	6年12月末現在	7年12月末現在	対前年度比
1	国民健康保険加入世帯数	4,609 世帯	4,481 世帯	97.22 %
2	国民健康保険加入者数	6,990 人	6,664 人	95.34
5	介護保険2号被保険者数	2,379 人	2,310 人	97.10
6	国民健康保険取得(加入)者数	1,340 人	1,241 人	92.61
7	国民健康保険喪失者数	1,657 人	1,468 人	88.59
8	国民健康保険税収入	696,341,631 円	686,108,719 円	98.53
11	保険給付費 (療養給付費、療養費、高額療養費、葬祭費等)	1,771,638,792 円	1,618,998,242 円	91.38
12	(内 療養給付費)	1,519,925,439 円	1,392,859,833 円	91.64
13	(内 療養費)	16,287,683 円	15,125,603 円	92.87
14	(内 高額療養費)	223,339,832 円	197,832,500 円	88.58
15	国民健康保険事業費納付金	809,436,370 円	777,175,180 円	96.01
16	特定健診等事業費	23,130,169 円	23,121,574 円	99.96
17	12月末現在歳出総額	2,639,006,186 円	2,454,061,113 円	92.99

国民健康保険制度の改正内容

1 課税限度額の変更及び新設

109万円 ⇒ 110万円

基礎課税分（医療分）・・・66万円 ⇒ 67万円

後期高齢者支援金等分・・・26万円（変更なし）

介護納付金分・・・17万円（変更なし）

子ども・子育て支援納付金・・・3万円 <新設>

国民健康保険税の課税限度額（※1）については、地方税法施行令で規定されています。

令和8年度税制改正大綱に課税限度額の改正が盛り込まれており、毎年引き上げられていましたが、令和7年度に引き続き引き上げとなります。高額所得者の限度額を増やし、中間所得者の負担緩和を図る狙いがあります。関連する地方税法施行令が令和8年3月末頃改正される予定です。

改正の内容は、令和7年度には、基礎課税分（※2）66万円、後期高齢者支援金等分（※3）26万円、介護納付金分（※4）17万円の合計109万円に設定されていますが、令和8年度には、基礎課税分（医療分）を1万円引き上げて67万円、後期高齢者支援金等分は現行の26万円、介護納付分も現行の17万円で据え置きとし、合計1万円引き上げます。基礎課税分、後期高齢者支援金等分および介護納付金分と合わせて110万円となります。

さらに、令和8年度から施行される子ども・子育て支援納付金課税限度額を3万円とする改正になります。

※1 課税限度額とは、世帯に課税される上限の金額のこと。

※2 基礎課税分とは、国保被保険者の医療給付費等に充てられる費用についての保険税で、全ての被保険者が対象。

※3 後期高齢者支援金分とは、後期高齢者医療制度の被保険者にかかる医療給付費を支援するための保険税で、全ての被保険者が対象。

※4 介護納付金分とは、国保加入者のうち、40歳以上65歳未満（介護保険の第2号被保険者という。）の介護保険料相当分としてかかる保険税。

2 保険基盤安定制度の拡充

国保税の軽減は、所得に応じて応益分を7割・5割・2割軽減する仕組みです。

物価上昇の影響で応益割軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、世帯人数に乗じる額を調整します。令和8年度税制改正大綱に盛り込まれ、関連する地方税法施行令が令和8年3月末頃改正される予定です。

〔低所得者の世帯に対する軽減〕

以下に該当する世帯は、均等割と平等割がそれぞれの割合で減額されます。

区 分	基準となる判定所得金額	
均等割と平等割の7割を軽減	改正なし	世帯主と被保険者の軽減判定所得が43万円 +10万円 × (給与所得者等の数(※1) - 1)
均等割と平等割の5割を軽減	改正前	世帯主と被保険者の軽減判定所得が43万円 +10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + <u>30.5万円</u> × 被保険者数
	改正後 <u>5千円引上</u>	世帯主と被保険者の軽減判定所得が43万円 +10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + <u>31万円</u> × 被保険者数
均等割と平等割の2割を軽減	改正前	世帯主と被保険者の軽減判定所得が43万円 +10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + <u>56万円</u> × 被保険者数
	改正後 <u>1万円引上</u>	世帯主と被保険者の軽減判定所得が43万円 +10万円 × (給与所得者等の数 - 1) + <u>57万円</u> × 被保険者数

※1 給与所得者等の数

一定の給与所得者（給与収入55万超）と公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））公的年金等に係る特別控除（15万円）後は110万円を125万円となるよう読み替え。なお、給与に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まれない。

※2 被保険者数

同じ世帯の中で、国民健康保険から後期高齢者医療制度になった者を含む。

- 3 食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額額については、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費の費用の増額に伴い、所得に応じて増額する。
(令和8年6月1日施行)
- 4 高額療養費制度について、別紙のとおり自己負担限度額の見直しを行う (令和8年8月1日施行)

第1 国民健康保険制度の改正関係

3 食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額については、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の増額に伴い、所得に応じて増額する(令和8年6月1日施行)。

4 高額療養費制度について、以下のとおり自己負担限度額の見直しを行う(令和8年8月1日施行)

70歳未満	施行前	施行後
区分ア	252,600+1% 〈多数回該当: 140,100〉	270,300 + 1% 〈多数回該当: 140,100〉 年間上限:1,680,000
区分イ	167,400+1% 〈多数回該当: 93,000〉	179,100 + 1% 〈多数回該当: 93,000〉 年間上限:1,110,000
区分ウ	80,100+1% 〈多数回該当: 44,400〉	85,800 + 1% 〈多数回該当: 44,400〉 年間上限:530,000
区分エ	57,600 〈多数回該当: 44,400〉	61,500 〈多数回該当: 44,400〉 年間上限:530,000 (※1)
区分オ	35,400 〈多数回該当: 24,600〉	36,900 〈多数回該当: 24,600〉 年間上限:290,000

70歳以上	施行前	施行後
現役並み所得Ⅲ	252,600+1% 〈多数回該当: 140,100〉	270,300 + 1% 〈多数回該当: 140,100〉 年間上限:1,680,000

第1 国民健康保険制度の改正関係

現役並み所得Ⅱ	167,400+1% 〈多数回該当: 93,000〉	179,100 + 1% 〈多数回該当: 93,000〉 年間上限:1,110,000
現役並み所得Ⅰ	80,100+1% 〈多数回該当: 44,400〉	85,800 + 1% 〈多数回該当: 44,400〉 年間上限:530,000
一般	57,600 〈多数回該当: 44,400〉 外来特例:18,000 外来年間上限: 144,000	61,500 〈多数回該当: 44,400〉 年間上限:530,000 (※2) 外来特例:22,000 外来年間上限: 216,000
低所得Ⅱ	24,600 外来特例:8,000	25,700 〈多数回該当: 24,600〉 年間上限:290,000 外来特例:11,000 外来年間上限: 96,000
低所得Ⅰ	15,000 外来特例:8,000	15,700 年間上限:180,000 外来特例:8,000

(※1,2)「～約 200 万円」区分に該当することが確認できた者は、年間上限 41 万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。